

削除はその範囲を「」で示した。

改行は／で示した。

編者による補足、説明は（ ）で示した。

十、大蔵省財政史室編「昭和財政史―終戦から講和まで」第一七卷「資料(1)」への参照指示は、とくに必要なもののみおこなった。

金融緊急措置の背景及び大蔵省の対応

大蔵省大臣官房審議官
兼財政金融研究所特別研究官

吉川 元信

はじめに

本書は、金融緊急措置に関する資料の集大成である。その殆んどは、当時の文書課長、故愛知揆一元蔵相(以下「愛知氏」という)が保存し、後、大蔵省に寄贈された文書である。

愛知氏がこのように内容豊富な文書を後世に遺して下さったのは、単に業務処理上の必要とか、個人的な興味からではなく、大蔵省の政策決定過程を、後世が正確に認識しうるようにしておきたいという、枢機に携わられた方の歴史的使命感に基づくものと推察される。

そのおかげで、戦後の日本政府が行った最初の重要な自主的政策決定の過程が、詳細に把握しうる状態となっている。我々は、この事に対し、心から、愛知氏に感謝するものである。

愛知氏は、この他にも、膨大な文書を大蔵省(財政史室)に寄贈しておられ、大蔵省は、これを「愛知文書」として大切に整理し、製本の上、保管している。

愛知文書を読み、所々の書込み(愛知氏の筆になるもの)に接するとき、愛知氏の誠実で、綿密かつ几帳面なお人柄が偲ばれるのである。

今回、本書が公刊され、広く世の識者の目にふれることは、故愛知氏の深く喜びとするところであらう。

一、八月一五日から一一月八日まで

(1)「モロトリアムせず」の大蔵大臣声明

大蔵省では、終戦のことが、昭和二〇年八月一五日の数日前には分っていたので、戦後の対策について真剣に討議がなされた。

金融対処策としては、モロトリアムの是非論があったが、大きな転換期に当って、金融を安定し、人心を安定するために、モロトリアムは行うべきでないとする意見が主流を占め、八月一五日、広瀬大蔵大臣声明が出された。

これは、「①預貯金等二付テハ責任ヲ以テ其ノ安全ヲ確保シ支払制限(モロトリアム)ノ如キ措置ハ絶対ニトラナイ」こととし、「②食糧の「増産其ノ他国民生活ノ安定確保等ニ要スル資金ノ供給」、③「重要産業ノ転換ニ関シ必要ナル資金ノ確保」④「インフレ防止ニ関スル強力ナル措置ヲ講ズル」等の基本方針を示したものであった。

(2)預貯金代払の拡充

また、預貯金無制限払出に関する大蔵省発表(八月二四日)がなされ、預貯金の支払を制限したりする事は絶対にしない、とし、預貯金の各店払を拡張(銀行の普通預金については、内地のどの銀行からでも払戻せることとなっていたが、これを期限の来た定期預金等にも拡張)した。日銀券発行高は終戦当時約三百億円、八月末四二三億円、九月末四一四億円と推移しており、代払制度と直接結びついているかどうかは不明であるが、相当の効果があつたのではないかと思われ。

(3)インフレ対策の大蔵大臣演説

この間、津島蔵相は、九月一日、銀行集会所において、九月一三日、ラジオ放送で、インフレ対策の演説を行った。この二つの演説の要旨は、戦時中から増発された通貨と物資不足の不均衡のため、潜在的インフレが醸成されつつあるが、大局から見ると、軍事費及び軍需生産資金の放出が止まるので、今後は、デフレ傾向となる。財政緊縮、資金放出の抑制、貯蓄増強、生活必需物資の生産増強と配給の円滑化及び労務・賃金の適正化を図れば、インフレは防止し得るというものであった。

(4)物価上昇及び買いだめ等

しかし、その後財政上の支出が増加し(二〇年度二四億九六〇〇万円、前年度比一六億二四〇〇万円増)、物価が上昇した(第1表参照)上、生産が減少した(第2表参照)。従って物資は非常に不足して買いだめが起こるようになった。

第1表 卸売物価指数

(日本銀行調)

年 月	総平均	食料品		繊維品	金属・機械	化学品	雑品目
		食料品農産物	その他の食料品				
20年 1月	2.479	—	1.922	2.920	2.045	3.538	2.613
2	2.479	—	1.922	2.988	2.073	3.772	2.671
3	3.688	—	1.922	3.345	2.816	2.073	2.682
4	3.116	—	1.926	3.837	3.695	2.086	2.688
5	3.161	—	1.926	3.933	3.695	2.086	2.905
6	3.183	—	1.926	3.933	3.754	2.086	2.905
7	3.262	—	1.933	4.064	3.808	2.086	2.905
8	3.360	—	1.933	4.156	3.849	2.115	3.734
9	3.678	—	1.933	4.355	4.481	2.143	4.078
10	3.774	—	1.933	4.695	4.481	2.143	4.078
11	4.055	—	1.933	5.566	4.481	2.143	4.126
12	6.748	—	4.177	5.992	5.536	8.565	4.611
21. 1	7.936	5.558	4.497	6.496	7.214	8.881	6.284
2	8.676	5.946	4.591	7.322	7.364	9.997	8.320

出所：大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第19巻(統計)、42ページ。

第3表 主要金融機関預金

年月末	銀 行	信 託	無 尽 会 社	市 街 地 信 組
20年 1月	79,229	4,964	1,854	2,812
2	80,651	5,066	1,909	2,869
3	84,444	5,108	1,921	2,900
4	87,984	5,139	1,923	2,913
5	94,917	...	1,942	2,968
6	97,773	...	1,971	2,997
7	104,743	...	1,979	2,918
8	111,943	5,844	1,975	2,963
9	120,665	5,881	2,003	2,933
10	122,247	5,834	2,030	2,927
11	122,912	5,810	2,100	2,916
12	119,829	5,719	2,100	2,895
21. 1	118,514	5,677	2,195	2,895
2	122,683	5,669	2,346	3,059

出所：大蔵省財政史室、前掲書、446ページ。

第2表 鉱工業生産指数

(経済安定本部・経済審議庁調) (昭和9~11年=100)

種 別 ウエイト	産業活動 総合指数 (88品目)	公 益 事 業			鉱工業 総合 (86)	基 礎 資 産 (38)	投 資 財 (28)	生 活 財 (20)
		総 合 (2)	電 気 (1)	ガ ス (1)				
年 月	1,000.00	107.80	91.26	16.54	892.20	429.75	251.74	210.71
昭9年	89.9	90.9	89.7	87.5	89.8	88.5	86.1	96.6
10	99.2	100.4	100.7	98.8	99.0	100.5	96.6	98.9
11	110.3	108.7	109.6	103.7	110.5	111.0	114.7	104.5
12	128.6	119.1	120.4	111.7	129.7	127.7	141.4	120.0
13	141.1	130.3	130.2	131.1	142.4	134.2	182.1	111.4
14	146.6	136.7	135.6	142.6	147.8	140.4	186.9	116.4
15	147.9	140.4	138.5	150.8	148.8	140.6	196.2	109.1
16	150.0	153.5	152.2	160.8	149.6	145.8	201.7	95.4
17	145.6	154.5	152.3	165.8	144.5	140.0	205.0	81.7
18	159.7	156.2	155.6	159.3	160.1	143.9	268.7	63.9
19	176.2	154.4	150.7	175.1	178.8	126.8	383.3	40.5
20	63.2	87.8	94.6	50.0	60.2	40.9	124.9	21.9
21	39.2	109.1	122.0	38.0	30.7	23.8	48.8	23.2

出所：大蔵省財政史室、前掲書、90-91ページ。

これは、反面から見れば、預金の引出しが顕著になったことを意味する。即ち第3表に見られるように、一〇月以降、預金の増勢鈍化ないし減少が生じている。さらに、昭和二〇年秋の収穫期に、農産物の収穫が非常に悪かった。特に、米が平年作の六〜七割にとどまる等、農畜水産物の収穫が何れも平年をかなり下回った。食糧は、なくなればその日から困るという性格のものであるために、食糧事情が悪いということが、決定的な日本経済の弱点であった。秋から冬にかけて、事態は、益々深刻化した。食糧の買いだめ等も次第に起こってきて、食糧価格が飛び抜けて顕著な高騰を示した。(第1表参照)。そうなる、ますます、供出が行われないという事態となった。

そのような事態の下において、日銀券の発行高も、前述のように九月にやや落着きを示したものの、一〇月以降、増勢が強まった。

(5) 悪性インフレーションに対する懸念

こうした事態から、悪性インフレーションに対する

懸念が非常に強まった。殊に、それは、財政的な原因、金融的な原因もさることながら、基本的には縮小生産、特に食糧の生産が非常に悪かったことが、特徴になっていた。

(6) 大内教授のラジオ放送と大蔵省の対応

一〇月九日に幣原内閣が成立し、大内兵衛教授はラジオ放送で、戦時債務は、この際一切棒引にでもしなければ戦後の立直りは難しい。蛮勇をふるえと大蔵大臣に注文をつけた。この放送は「蛮勇演説」として知られた。それを契機として、ダイナミックな政策による戦後苦境からの脱却が大蔵省内で真剣に検討された。愛知揆一氏は当時の状況を「清水の舞台から飛び降りたくらいの金融財政措置を採用するという戦時補償の打切りや改札や財産税を含めた構想が省内幹部の間で具体化したのは、この頃だったろう」と西原直廉氏らとの座談会で回想している。^{*)}

(7) 世相の悪化と対策の必要性

当時の世相について、河野通一氏昭和二六〜三〇年銀

第4表 主要農畜水産物生産高

年	米	麦 (含えん麦)	いも類			
			大麦	小麦	かんしょ	馬鈴しょ
11	10,101	2,896	691	1,227	3,749	1,675
12	9,948	3,096	748	1,368	3,863	2,067
13	9,880	2,831	688	1,228	3,782	1,848
14	10,345	3,590	844	1,658	3,499	1,883
15	9,131	3,634	818	1,792	3,534	1,645
16	8,263	3,280	707	1,460	4,017	1,966
17	10,016	3,209	734	1,384	3,771	1,967
18	9,433	2,496	573	1,094	4,540	2,066
19	8,784	3,194	781	1,384	3,951	2,000
20	5,872	2,291	535	943	3,897	1,772
21	9,208	1,543	417	615	5,515	4,760

出所：大蔵省財政史室、前掲書、82ページ。

(単位 千t)

豆 類	野 菜	果 実	牛 (肉量)	豚 (肉量)	鶏 卵	魚 類	鯨
621	6,925	1,223	58	62	百万頭 3,537	3,170	頭 2,453
714	6,875	1,147	68	63	3,643	2,766	4,015
638	6,754	1,326	71	61	3,472	2,512	7,543
653	6,797	1,321	75	69	3,489	2,566	4,838
588	6,953	1,467	81	61	3,536	2,338	4,628
521	6,246	1,335	72	31	2,541	2,703	12,884
593	6,222	1,496	50	24	1,848	2,483	1,148
588	6,440	1,280	63	15	1,243	2,160	1,491
500	5,745	1,047	45	7	535	1,591	2,169
382	4,538	687	20	2	174	1,222	531
423	5,131	514	42	2	106	1,458	1,863

して来て、……期せずして二人が言い出した。とにかく非常に大きな預金がある。この預金はみなうそになっちゃった。裏づけが全然ないのだ。相当公債も出しておる。この公債をそのままにして置いたら大きなインフレーションを起こすだろう。これは、キャピタル・レヴィをやるより手が無いのじゃないか……その時にはまじめな気持ちで一億戦死だと言っておったんじゃないか。まだそういう気分が残っておるころです。だから一ぺんみな死んだと思つて相続税を納めることにしたって悪くないじゃないか……。

こうして財産税の構想がまとまり、池田勇人主税局長当時)を呼び、研究を始めさせた、とされる。

(9) 財産税と預金封鎖の構想

こうした情勢の中にあつて、大蔵省は財産税と預金封鎖構想について具体的な検討を進めていたように思われる。一〇月二九日付の「財政再建ニ関スル件」と題する文書がまとめられており、そこには財産税と預金の封鎖を同時に実施する発想が書かれている。それはつぎのように展開されている。

行局長)は次のように述べている*。

人心はますます不安な状態になる。自分だけ何とか逃げれば良い、他人の事は考えていられないという状態があらわれていた。道義の頹廃とか非常に社会の秩序を乱すようなことが起り、社会不安が非常に顕著に激化して来たのである。

この際、何らかの対策を立てなければならぬと言ふことで、各省でも色々研究がされたが、大蔵省では福田赳夫官房長(当時)を中心に、各局の主要な数人の課長が集まって、この問題の検討に入った。

(8) 大蔵省の財産税等の構想

敗戦に伴つて一時に膨大な生産年齢の人口を加えたことは、戦後経済の収容し得ぬ負担であつた。海外からの帰来者は、第二次復員を合わせて、約六〇〇万人に達する。

国内に於いては、軍需関連産業の民需への転換は、一時的に莫大な失業者を放出した*。

当時の渋沢敏三大蔵大臣は、財産税について次のように回想している*。

一二月のはじめじゃないかと思いますが、山際君が次官と

第5表 日銀券発行高

(単位千円)

年月末	月末発行高
20年 1月	17,113,927
2	17,840,819
3	20,525,803
4	22,129,028
5	23,207,129
6	26,181,131
7	28,456,262
8	42,300,101
9	41,426,128
10	43,188,416
11	47,748,891
12	55,440,720
21. 1	58,565,536
2	54,342,333

出所：大蔵省財政史室、前掲書、410ページ。

(2) 通貨ノ整理

(イ) 新紙幣ノ発行

財産税徴収ノ技術的必要(退職通貨ノ吸引)ヨリスルモ絶対ニ実行スルコト(平価切下の感覚ヲモ取入ルルコト)

(ロ) 新旧紙幣交換ニ際シ預金ノ封鎖ヲ併行スルコト

新通貨ニ依ル預金

旧通貨ニ依ル預金

(ハ) 最高発行限度制ノ復活

(3) 才出ノ整理

(イ) 軍需企業等ニ対スル補償

総動員法、軍需会社法、防空法等法令ニ基ク補償ニ付テハ戦争保険其ノ他ト総合的ニ査定シ現制ノ公債ヲ交付スルコト

尚右ハ租税ノ対象トナルコト固ヨリナルコト(以下略)

以上の文書は、財産税の実施と新円切換、預金封鎖の構想を包括的な形で提示したものである。先に引用した渋沢氏の「一億戦死」とこの「全国民戦死」とは同意語といってよく、省内の共通の認識であった。財産税と通貨措置の並行という考え方は、一〇月末の時点で、すでに、了解事項となっていたと思われる。それを傍証するものとして、徴税方法を摸索していた主税局の財産税構想の中にも、例えば、一月二日の主税局作成「財産増加税創設要綱」で「此際新通貨、発行ヲ行フ」と盛込まれており、右の経緯を確認できる。

二、一月九日から二月三〇日まで

(1) 外電の報道と大蔵省の対処

右にみた構想が省内で色々と研究、検討されている中で、この構想はアメリカから漏れてしまい、国民の知るところとなった。一月九日の朝日新聞は、財閥の富再分配という見出しに、資本税、新円も考慮というサブタイトルを付して、次のように報道している。

一、戦時中の利得を財閥から回収し財閥の富を再分配し高率の所得税を旧にさかのぼって賦課する。

二、つぎに資本税を設定し財閥資産に対し二〇パーセント程度賦課する。

三、その後現在流通の円を廃止し新しい円に切換る、すべての円保有者には新円に交換する義務を与へるであろう。

右の報道に対する反響として二月一〇日の『日本産業経済』は、その構想に関する山際大蔵次官の談話を掲載した。この談話で事実上、新円切換等の実施の可能性を肯定したため、大蔵省事務当局は、直ちに通貨措置を主軸とした緊急経済政策を実施し、経済再建の途を確保しようと考えたことになった。

一、(略) 二、右着想を具現スベキ対策

(1) 新税……新日本財政再建ヲ目的トシ全国民戦死ノ觀念ヲ以テスルコト

(イ) 戦時財産増加税

計約一〇〇〇億を見込ムコト

(ロ) 財産税

物納ヲ認ムルモ納税者ランテ金納、特殊預金納、公債納ヲ為サシムル如ク工夫スルコト

(2) 通貨金融措置の位置づけ

当時の大蔵省事務当局内においては、金融担当責任者は、「終戦の日の大蔵大臣声明の關係もあり、通貨なり金融なりの特別措置が、ほかの施策と並行して、ほかの施策を補強するならいいけれども、実際の経済が解決されないのに、大蔵省が先立ってはいけない」と考えており、担当者以外の方に預貯金措置をやるべきであるという意見が強かった。しかし、食糧の緊急対策を立てなければならぬことになり、その一環として、通貨金融措置もとることとされた。^{*0}

(3) 総合対策(案)の作成

一月二〇日、大蔵省事務当局(文書課と推定される)は、「社会経済秩序安定緊急対策ニ関スル件(案)」を起草し、さらに一月二二日、同名の文書が改訂拡充されて作成され、^{*1}さらに、「同上実施ニ付問題トナルベキ点」がまとめられていった。

一月二二日案の概要は以下のようである。

まず、「第一 趣旨」によれば、「我国現下ノ社会経済情勢ハ一触即発ノ危機ニ直面」^{*}、しかも「新円ノ発行及財産税賦課ノ報道ニ拍車ヲ掛ケラレ預金ノ引出及換物化急激ニ激化ノ方向ヲ示シ」連合軍の干渉は日毎に強まり、「現状ノ儘放置センカ何時破局的インフレーションヲ誘発シ……我國ヲシテ再建不可能ニ陥ラシムルヤ測リ知レザル危局ニ遭遇シ居レリ」。それに対応すべく政府は「一大決意ヲ以テ一丸トナリ機ヲ失セズ全国民ノ赤心ニ懇へ早急ニ断乎トシテ強行」とまとめていた。

「第二 要領」の骨格は「一、大蔵省ニ於テ速急ニ実施スベキ方策」と「二、右通貨及物価面等ニ於ケル措置ニ先行又ハ併行実施スベキ方策」よりなり、前者によると、「現下ノ浮動購買力ヲ固定化スル為即時モラトリウムヲ実施スルト共ニ現行通貨ハ之ヲ新通貨ニ引換へ、其ノ際現在流通通貨ノ大半ハ之ヲ預金化ス」。そして「モラトリウム実施後

ノ預貯金ノ支払ハ左ノ場合ヲ除クノ外原則トシテ個人ハ一人当リ一カ月〇円以下、企業ハ俸給給与支払所要額ニ限ルモノトス」として、租税公課・医療費等に限り例外を認めるとした。ただし右に引用したように一人当り一カ月間の引出額は未定のみであり、以後詰められるべき点はいくつもあった。また「モラトリウムノ期間ハ差当り昭和二十二年三月末迄トスルモ財産税ノ徴収等ニ依リ早急ニ浮動購買力ヲ吸収シ成ルベク早期ニ之ヲ解除スルコトニ努ムルモノトス」と、預金封鎖期間は二年三月迄と想定していたが財産税の実施で早期解除もありうるかとみていた。以上の他には「(一) 個人の浮動購買力及会社其ノ他ノ企業ノ投機居食資金ノ吸収」、「(二) 物価及賃金統制ノ原則的撤廃」、「(三) 財政均衡ノ回復」を掲げ、また、後者は、「(一) 国民生活特ニ食ノ安定」、「(二) 就業対策ノ実施」、「(三) 経済活動振興方策」であった。最後にその「第三 措置」では、モラトリウムと新円交換は同年一二月の議会召集後勅令をもって実施する等としている。

(4) 総合対策(案)の意義

この文書の作成後、金融緊急措置の具体化が進展すると考えられるが、この文書の意義について中村隆英教授は「昭和財政史一終戦から講和まで」一二巻の中で、次の三点にあったとまとめられている。^{*2}すなわち「第一に、金融措置を単に財産税施行上の「一技術」に終わらせることなく、むしろ食糧対策、石炭対策、経済活動振興等の総合政策の一環として経済再建の契機たらしめようと意図したこと、第二に、官吏の大幅ベースアップと重点部門以外の統制撤を企てたこと、第三に、国営化を含む思い切った「社会化」の方向が示されていたこと」以上である。ただしこのうち、実施されたのは、第一の総合政策の実施のみであった。時の状況の中で、逆に統制は再開され、社会化は否定された。

(5) 渋沢蔵相の言明

第6表 貸出の推移主要金融機関預金

年月末	銀 行	信 託	無 尽 会 社	市街地信組
20年 1月	54,812	2,600	1,193	364
2	54,612	2,667	1,198	428
3	58,369	2,681	1,214	437
4	62,473	2,699	1,199	440
5	65,237	3,031	1,203	448
6	65,208	3,032	1,193	371
7	71,085	2,898	1,186	396
8	74,616	2,840	1,161	381
9	83,052	2,926	1,136	365
10	85,983	2,973	1,119	360
11	90,222	2,944	1,091	406
12	97,621	2,769	1,156	461
21. 1	103,591	2,682	1,208	506
2	105,983	2,692	1,213	493

渋沢蔵相は一月二十六日の記者会見で、財政再建の方針を説明した。戦時利得税、財産税の両税と戦時補償の総合処理を実施し、その実施と同時に新円を発行する等と述べた。

その後一二月に召集された第八九議会の答弁において、渋沢蔵相は、「新様式の日本銀行券を発行し現銀行券と強制的に交換せしむる措置を講ずる所存である」等と述べ、両税賦課と新円切換えの考えを展開した。

(6) 預金引き出し等

それらが預金の引出しや換物運動を促進したのは想像で、きることであり、第三表からその傾向がうかがわれる。ちなみに貸出(特に銀行)は、一貫して増勢を辿った。この貸出の増加の理由の、一つには大銀行と旧軍需会社の企業との間で戦時以来の融資関係が続いたためと言われる。特に興銀と五大銀行による軍需会社への融資は八月から年末までその間の一般融資六三億円の五九%を占めていた。しかも一般融資には思惑資金と見做されるものも多く含まれていた。^{*14}

(7) 大蔵省における政策の検討

以上のように開始された金融緊急措置の実施方策の立案は、一月中旬に急速に進展するが、その経過を告げる資料をここで紹介しておく。「愛知文書」の金融緊急措置の発動過程のファイルには、この時期の資料が多数保存されているが、そのうちで例えば、「通貨物価安定措置ノ構想(未定稿)」(二〇年二月二日)では、その「趣旨」として、「既存預貯金ノ引出ト新タナル国庫資金ノ撒布トニ基ク通貨急激ナル膨張ハ必至ニシテ其ノ儘放置スルナラバ必然的ニ破局的インフレーションヲ招来」するとの危惧を抱いており、他方増産意欲の減退と食糧の不足も深刻な局面にあった。これに対処する「措置要領」として応急的措置として直接統制の解除と新物価体系への移行を可能とするため「預貯金ノ支払、公債ノ売買ヲ一時停止スルト共ニ通貨ニ付テハ新通貨ト強制引換ヲ行ヒ一定金額以上ハ凡テ之ヲ預金化シテ一時封鎖スル」。ただし、「企業ニ対シテハ一回限りノ運転資金、個人ニ対シテハ一月又ハ二月間位ノ生活資金ノ量ヲ凡ソノ標準トシテ封鎖資金ノ引出ヲ認め」というものであった。他方終極的措置としては、「財産税及戦争利得税ノ効果アル賦課徴収ヲ行ヒ」「既往封鎖資金ノ大幅清掃ヲ断行スル」等であった。以上の中で金融緊急措置は経済総合対策のうち応急的な時局対策と位置づけられているのが特徴である。

右の検討案と同日に作成された「社会経済秩序安定緊急対策ノ実際上ノ問題点」(二〇年二月二日)は、諸経済対策が社会経済状況に与える効果とそのリアクションを予想している。失業者対策や食糧対策も考慮されているが、特に金融緊急措置に関しては次のように考えていた。「モラトリアムハ単独ニテモ実施スベキカ」との考えに対しては、「食ノ安定、就業対策、財産税等ト総合併行的ニ実施」するのが望ましいが、インフレ激化の局面では先行実施もやむを得ない。封鎖開始後の起りうべき事態のうち例えば「封鎖預金ノ勤労不能者ニ対スル払出容認額ハ幾何ニ定メルカ」との考えに対しては、「米価ニ依ツテ定メ」とし、家計米穀消費量をその基準とし、また「封鎖ハ何時解除スベキカ」と

の考えに對して、「物価ノ安定、食糧供給量ノ確保ヲ俟ツテ封鎖預金ノ解除ヲスベキデアルガ、然シ封鎖ノ情態ハ變態デアリシ、何処カニ無理ガ出ルカラ成ルベク早く解除スルコトヲ望シイ」とし、短期で実効をあげて封鎖解除を実現するためにも、その間に預金への財産税課税が不可欠であると見做された。

以上の検討を経た上で、金融緊急措置の詳細な構成へと進展するが、その途中の省内の検討として「預金等ノ一時封鎖措置ニ関スル件」(日付なし)を紹介しておこう。この文書は銀行局作成二二月二日の同名文書の草案で、これによれば封鎖の時期は「一応来年一月中旬ニ之ヲ実施スル」と予定し、封鎖期間としては、「必要ノ最短期間ニ限ルコトヲ目途トシ、一応昭和二十二年三月末日迄」とし、その期間は予め明定し、無用の混乱を招かぬため、「一度定メタル期間ヲ更ニ延長スルコトハ絶対之ヲ避クベキ」だとの方針で臨むつもりであった。こうして封鎖開始時や封鎖期間についてもほぼ固まり、他の諸施策の検討の進展と睨み合わせのうえ最終の方針確定に向け省内の調整が進められていった。この資料集に収録された文書の累積は金融緊急措置やその他の諸対策に亡殺され続けた大蔵省内担当者の膨大な仕事の一端を窺わしめるに十分であらう。

三、一二月三二日から二一年一月一二日まで

(1)通貨措置をめぐる議論

一二月三二日、愛知文書課長等は、渋沢蔵相に前述の金融緊急措置の必要を説明している。ただし、蔵相はただちに新田切換と封鎖実施の決断を下したのかは定かではない。しかし渋沢蔵相は、翌日昭和二十二年元日の年賀に際し内閣書記官長次田大三郎に話した。次田も緊急措置の採用に同意した。^{*}

(2)内閣における議論

総理官邸で一二月二日に緊急経済対策について各省関係者の会議を開催した。そこでは、次田書記官長から食糧、石炭及び通貨に重点を置く旨説明され、その上で内閣の草案資料が説明された。同案は、先の大蔵省の方針に合致し、さらにいくつかの提案を追加したものであった。たとえば、復興金融会社が提案されている。この結果、各省は、ほぼ内閣草案の線に従い、具体案を提示するに至った。^{*}

(3)大蔵省の具体案

大蔵省は種々の角度から色々と議論を重ね、具体案の作成に努めた。このあたりの事情について、河野通一氏は次のように口述している。

木内(信胤・終戦連絡部長―引用者注)さんと司令部との書面の往復がありますが、この金融通貨に関する措置は、^{*} 飽くまでも日本政府のイニシアチブによって問題が進められたのであります……。

そういうことで、三日にはいよいよ条文を書くということになって、福田(久男)君が法律の大家でありますから、先生が一人で書いて呉れました。この種の問題については、前からずっと準備はしておりましたから、いよいよ一月三日に条文の仕上げにかかるということでもやりました。そうしたら丁度渋沢大蔵大臣の家から電話がかかって来て、すぐ来てくれということでありました。…木内さんが渋沢さんの家に一緒に住んでおられて、そこで私と木内さんと渋沢さんの三人で―福田君は途中で帰ったのでありますが、たしか十二時くらいまで、三人で条文をひねくりまわしてこしらえたように思います。あるいは二時ごろになったかと思いますが、…ほとんど私が日本語で書いて、それを木内さんが英語に直して、自分でタイプを打ったのですが、その次の日はすぐ木内さんが司令部へ申し込んで具体的な折衝に入った訳であります。^{*}

以上に述べられているのが、「社会経済秩序崩壊防止緊急対策要領案」(昭二・一・三三)及び「金銭債務ノ支払延期

通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令(案)「銀」(二、一、四)と推定される。こうして金融緊急措置は法令作成の段階に移っていった。同時に作成されたかは定かでないが、日付が無い「金銭債務ノ支払延期、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令ノ施行規則案要綱」も含まれていた可能性がある。こうした法令案は日付は無いが、「金銭債務ノ支払ノ制限、通貨ノ引換等ニ関スル緊急勅令(案)」の、「二二——七大臣室」の書込みからして、大臣室での検討を経るに至ったと思われる。^{※22}

(4)生産活動への配慮と緊急措置の閣議

右の勅令案第一条は「本令施行ノ日ノ前日以前ニ発生シタル私法上ノ金銭債務ハ昭和二十一年七月三十一日迄其ノ支払ヲ為スコトヲ得ズ」とし、第二条は、国や地方公共団体の支払等、及び「法人ノ事業運営上通常必要ナル費用ノ支払ノ為ニスル金融機関ノ預金等ノ支払ニシテ大蔵大臣ノ指定スル限度ヲ超エザルモノ」などを例外としていた。

また「会社等ニ関スル緊急資金措置要綱」(日付なし)においては、「資金非常措置ニ関連シ会社等ニ付テハ、現下喫緊ノ要務タル民需産業ノ再開ヲ阻害スルコトナキ様留意シツツ、企業ニヨル買溜思惑殊ニ食料等ノ生活必需物資ノ買付ヲ資金面ヨリ厳ニ抑制スルノ措置ヲ講ズルモノ」とし、六か条を示し、生産増強を求めてキメ細かい配慮を行っている。また、「食糧緊急措置令」も勅令として、制定されようとしていた。

一月八日には、「経済危機緊急対策等ニ関スル件」が閣議に提出された。このうち、「第一食糧対策」については、閣議決定をされたが、「第二通貨対策」については、閣議の席上には提出されたものの、閣議決定をみずに終った。^{※23} なお同じ頃に大蔵省内で作成された文書に「金融緊急措置令」(日付なし)があり、ここに初めて「金融緊急措置令」という名称が出現する。いかなる理由でこう改称されるに至ったかは不明であるが、以後の通称としても広く用いられることになる。同様にこうした検討が続けられていた法令としては、新円への切換のため日銀券に証紙を貼付し、新旧円

第7表 終戦後における鑛工業生産指数
1935—37年(昭和10—12年)平均=100

年 月	総合指数	消費財平均	生産財平均
1945年平均	17.0	29.1	23.3
1945年8月	8.7	23.1	12.9
9月	8.8	24.4	7.6
10月	13.0	29.7	11.1
11月	13.0	29.7	11.1
12月	12.4	24.7	12.5
1946年1月	13.4	23.4	13.7
2月	15.6	23.2	15.2

の区別を与える「日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令」等があり、これら全体が金融緊急措置の法令体系を築くものであった。^{※24}

四、一月一三日から二月一六日まで

(1)復興金融会社の構想

終戦後、生産の回復テンポは鈍かった。月別の推移は、第7表の通りである。^{※25} これに対して、一月一三日、「復興金融会社設立要綱(試案)」が作成された。これは、民需生産の復興を通じて、インフレーションの防止に資するものという考えに基づいており、その限りで、金融緊急措置と矛盾するものではないと考えられていた。しかし、今日の眼から見ると、この時点で民需生産復興を図る方針が示されたことは、やはり、政策の中に異なった要素が織り込まれたと見ることができるとはあるまいか。

(2)勅令制定の具体化

一月一四日には、枢密院における大臣の説明案がまとめられており、(金融緊急措置令及日本銀行券引換等ニ関スル勅令制定理由説明要旨(案)金融緊急措置令及びに勅令案(証紙貼付関係及び財産税関係)(何れも日付なし)がある。

また、日本銀行新木総裁の意見(一月一四日付)がある。

「金融緊急措置令等実施要領(試案)」(昭二、一、一五)は、「財産税通脱ヲ防止シ、社会情勢ヲ安定セシムル為」出

来得る限り早期の実施を求めている。

(3)食糧対策との関係

「説明要旨(案)〔昭二一、一、一六〕の次に、食糧緊急措置令があることは、金融緊急措置令が依然として、食糧対策と相俟つ性格のものであることを物語っている。さらに「社会経済秩序崩壊防止総合方策実施順序(案)」及び「社会救済制度ニ関スル件(案)〔昭二一、一、一八、未定稿〕」がある。

司令部との折衝で、多少の迂余曲折はあったものの、基本的には、日本政府の意向に沿うこととされた。^{※6}

(4)政府声明等

二月一六日夕方、「経済危機緊急対策」についての、内閣総理大臣、内閣書記官長及び大蔵大臣の声明が行われた。^{※7}金融緊急措置令等は、二月一七日(日)施行された。

*1 大蔵省財政史室「昭和財政史―終戦から講和まで」(以下「財政史」と称する)第一七巻「資料(1)」、一四〇ページ。

*2 「戦後財政史口述資料」第六冊「通貨措置の諸問題」(以下「口述資料」という)一、四ページ。口述者河野通一銀行局長(昭和二〇年五月―二一年四月銀行課長)口述昭和二六年九月七日、(出席者)西原直廉、福田久男、谷村裕、根津恭、石井茂樹、福田起夫、布施陶一、高石末吉

*3 「財政史」第一七巻、一八二―一九七ページ。

*4 「戦後財政史座談会・金融緊急措置を中心として」『ファイナンス』昭和四七年四月号、二六ページ以下所収、愛知揆一氏の発言。なお、当時の文書課長用文書綴の中に、「財政再建対策要目 二〇・一〇・一五」と言うメモがあり、その最後に「二三 財産税の創設」が示されている。

*5 前掲「口述資料」一、577ページ

*6 稲葉秀三「日本経済の現実」、昭和二二年一月、八六―八七ページ。
戦後の失業問題

軍需産業よりの解除者 六〇〇 内 男四一〇万(推定)

軍復員	第一次	三九〇	昭和二十年総動員数約八〇〇万(推定)
一般引揚	第二次	四一〇	第一次は内地復員 第二次は外地復員
純増加計	外地	一九〇	
	国内	六一〇	第二次軍復員および一般引揚者

敗戦に伴って一時に膨大な生産年齢の人口を加えたことは、戦後経済の収容し得ぬ負担であった。海外からの帰来者は第二次軍復員を合せて約六〇〇万人に達する。
国内においては、いままでも戦争を支えて来た生産部門、主として膨大な軍需関連産業の民需への転換は、一時に莫大な失業者を放出した。次の雇傭人員指数に見る二〇年十月の工業部門における戦前(昭和一〇―二二年)対比六九・三%はこの間の事情を語るものである。

雇傭人員指数

区分	二〇年一〇月		十一月	十二月	二一年一月	二月
	総合	七六・二	七六・三	七八・七	七六・三	八一・〇
工業	六九・三	七一・二	七三・〇	六九・九	七四・二	
金 属 工 業	八三・五	七四・二	七四・八	七〇・二	七四・二	
機 械 器 具 工 業	四四・九	五〇・六	五四・三	五〇・六	五六・〇	
化 学 工 業	一一六・八	一二九・四	一二六・七	一三三・八	一二九・四	
瓦 斯 水 道 業	七五・八	六九・七	六八・七	六七・七	六八・七	
窯 業 及 土 石 工 業	一一三・〇	一二八・三	一三〇・九	一二一・七	一四〇・一	
紡 織 工 業	七三・三	七二・三	七三・三	六七・二	七〇・七	
製 材 及 木 製 品 工 業	八四・七	八六・五	九〇・一	八六・五	九〇・一	
食 料 工 業	九二・九	九二・九	九一・二	八七・六	八七・六	
印 刷 及 製 本 工 業	八一・七	八一・七	七八・三	七七・八	七一・九	
そ の 他 の 工 業	七八・〇	七四・四	七四・四	七四・四	七八・〇	

其の他の採掘業	七二・〇	一三二・二	一一八・〇	一一八・〇	一一八・〇
石油	一三五・七	九三・二	一四四・二	一四四・二	一三四・四
石炭	一四二・八	一一八・七	一三五・九	一三五・九	一七四・六
石属	一六五・六	一五一・五	一二九・七	一二九・七	一〇八・〇
金業	一三八・二	一二二・二	一三七・〇	一三七・〇	一四二・八

備考 内閣統計局毎月統計に基き国民経済研究協会作成、昭和10-12年基準

*7 波沢敬三氏金融史談(聞き手 土屋喬雄、楫西光速 加藤俊彦、対談、昭和二六年二月一日)(日本銀行調査局編『日本金融

史資料・昭和編』第三五卷、三二六ページ)。

*8 『財政史』第二卷、「金融(1)」(中村隆英教授執筆)、七〇〜七二ページ。

*9 『財政史』第二卷、七二〜七三ページ

*10 「口述資料」(一)、八〇〜八二ページ

*11 大蔵省資料乙五二六一三〜一。

*12 「財政史」第二卷、七六ページ。

*13 同、七七ページ。

*14 同、七八ページ。

*15 大蔵省資料乙五二六一三〜一。

*16 同。

*17 同。

*18 『財政史』第二卷、八一〜八二ページ。

*19 同、八四〜八五ページ。

*20 前掲「口述資料」、一一ページ。

*21 同、一一〜一二ページ。

*22 『財政史』第二卷、八三〜八四ページ。

*23 同、八二〜八四ページ。

*24 同、八四ページ。

*25 野々村一雄『日本戦後経済の現段階―「危機」より「安定」へ』、昭和二三年二月、八七ページ。

*26 『財政史』第二卷、八六〜九一ページ。

*27 『財政史』第一七卷、二九九〜三〇四ページ